

無形民俗文化財等撮影業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する「無形民俗文化財等撮影業務」を受注する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 業務名

無形民俗文化財等撮影業務

2 業務の目的

令和4年9月6日に国の認定を受けた「栃木県立博物館文化観光拠点計画」において、県立博物館はリアル展示の刷新やデジタル化したコンテンツ活用による「県内文化観光のゲートウェイ」かつ「文化資源間の接続点」としての役割を強化するとともに、県内文化資源のデジタル化及び同データの一元管理・発信を行うことによって「県内文化資源のデジタルプラットフォーム」として新たな役割を担うこととしている。

本業務では、その事業計画に基づき、無形民俗文化財等の撮影を行い、記録保存及び一般公開に供する映像の作成を行うものである。

3 委託料

10,890,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

4 契約期間

契約締結の日から令和8（2026）年3月27日（金）まで

5 業務内容

【撮影・編集】

- （1）栃木県内の無形民俗文化財や無形文化財等について、栃木県の指定に基づき、3件の記録保存映像（1時間程度）及びダイジェスト映像（10分程度）を撮影・編集する。
※撮影候補として、「川俣の元服式」「上石上の城鉦舞」「小砂焼」などを想定。
- （2）撮影計画を作成し、スケジュール管理、シナリオの作成を行うこと。
- （3）民俗芸能等については、準備行為も含めて撮影すること。
- （4）映像撮影は、現場監督（ディレクター）1人、カメラマン1人、照明・音声マイク1人を1日の最小人数とすること。
また、少なくとも5日程度現地での撮影確認等を行うこと。
- （5）メインのビデオカメラは必ず業務用カメラを使用し、映像の画質は4Kウルトラハイビジョンデジタルデータ以上で収録すること。
- （6）同分野の専門家による監修を受けること。また、必要に応じて、撮影対象に関する資料（報告書・研究書・映像）の収集、取材調査を行い、撮影・編集に取り入れること。

【成果品】

- (1) 撮影した全ての映像（元データ）を、簡単な整理（日付・時間・工程・場面名等）をした後、県が指定した形式（映像は MOV 形式・MPEG4 形式及び Blu-ray 再生形式等）に変換したデータを記録保存用デジタルデータとして外付け HDD または SSD 及び Blu-ray ディスクに収録して納品すること。Blu-ray については、ジャケットや盤面デザインを実施のうえ、10 枚納品すること。
- (2) ダイジェスト映像（10 分程度に編集）については、字幕、BGM を付けること。内容については、県と協議すること。
- (3) ダイジェスト映像に英語字幕を作成し、映像に付けること。英語字幕の作成に当たっては、「HOW TO 多言語解説文整備」（観光庁）に沿って実施すること。
- (4) YouTube にアップロード可能な形式に変換し、(1) の外付け HDD 等に入れて納品すること。

【管理運営業務】

- (1) 業務の適切な管理・運営を行うこと。
- (2) 業務の進捗状況等を県の求めに応じて報告すること。
- (3) 委託業務完了後速やかに、事業実績報告書を提出して検査を受けること。

6 委託料の支払い

精算払を基本とする。

7 事業の実施に係る留意点

- (1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (4) 本業務によって作成される成果品の著作権等の取扱いは、次のとおりとすること。
 - ア 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、栃木県に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品の内、本契約締結前から受託者または第三者に著作権が帰属する成果物については、その限りではないものとする。
 - イ 受託者は本成果品について、栃木県及び栃木県が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

- (6) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認める軽微な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。